

平成30年1月10日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成30年1月10日(水) 午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者19名

|     |       |     |       |     |        |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 山崎 清弘 | 2番  | 鈴木 明  | 3番  | 棒引 昭治  | 4番  | 前田 登  |
| 5番  | 福嶋 隆  | 6番  | 更井 寛司 | 7番  | 廣田 純一郎 | 8番  | 瀧本 和明 |
| 9番  | 田中 壽一 | 10番 | 青木 登  | 11番 | 日下 崇   | 12番 | 鈴木 直孝 |
| 13番 | 上森 力  | 14番 | 上中 悠司 | 15番 | 岡上 達   | 16番 | 川井 洋之 |
| 17番 | 長嶺 博司 | 18番 | 松本 忠巳 | 19番 | 峯園 五郎  |     |       |

欠席者

事務局 局長 平田 耕一 農地係長 岡内 伸午 企画員 片井 恵子

会議録署名委員 16番 川井 洋之 17番 長嶺 博司

議長 皆さん、明けましておめでとうございます。よいお正月を迎えられたでしょうか。大変今年は気温が低くて、身体にも堪えますが、皆さん全員出席ということで嬉しく思っております。さて、12月の市議会で柳瀬議員が遊休農地の有効利用について一般質問をされ、優良農地が放棄地になる前に何とかできないかということで、質問されました。その質問について、正月明けの紀伊民報で遊休農地の情報公開ということが掲載されておりましたので、この件について、後ほど局長から説明していただきたいと思っております。議員さんのように農業について興味を持ってもらうというのは大変ありがたいことで、市職員さんにいたしましても、農業から離れた職員さんがかなり多くなっており、実情を分かってもらいにくい環境になろうかと思っておりますけれども、一人でも多くの方に農業を知ってもらいたいと思っております。それでは局長から説明させていただきます。

平田 局長 皆さん、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。それでは、新聞の記事の内容について私から説明させていただきます。1月6日の紀伊民報の記事ですが、これの元になっていますのが、昨年12月の柳瀬議員が市議会で全国農地ナビ及び遊休農地に関して質問された、その答弁を記者がまとめて内容にしたものでございます。ここで1点目に遊休農地の情報を公開へ、平成30年度内にネット上で公開するという内容については、毎年、農業委員さん及び推進委員さんのご協力を得まして、農地パトロールを行っております。そこで遊休農地と判断した土地につきましては約32ha ございます。その所有者につきましては平成28年度から農業委員会事務局から所有者に対して、利用の意向調査を行っております。その農地を人に貸すとか、中間管理機構を利用するとか、自分で耕すとかを調査するものでございまして、これについては既に回答を得ておりますが、農地ナビには意向調査の部分だけ反映されていません。ですから、一般質問でお答えしましたように、農業委員会が把握している遊休農地の利用意向調査については来年度内に農地ナビに反映させますというのが一点目です。農地流動化を進めるには遊休農地だけではなく耕作

農地についても、所有者の売渡しや意向情報が必要になると書かれていますが、ここが柳瀬議員の質問の趣旨でございます。遊休農地になってからでは遅いということで、現在耕作されているものについても、一筆一筆、所有者の意向がわからなければならない。だからこの耕作されている農地についても意向調査を行って農地ナビに反映させてはどうかという質問でございました。これについては、全筆調査ということになりますと何万筆もでございます。農業者も何千人もでございます。そのすべてに調査を行うということになりますので、調査の方法や費用が掛かってきます。また現在、国では農地ナビについては遊休農地のみ意向調査しかしておりません。遊休農地のみを農地ナビに反映させたらよいということになっております。田辺市もそれに準じて行っております。このようなことから、将来、国や県の動向を見ながら調査方法等を研究させていただきというような内容になっております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。現在、農地ナビに掲載していない放棄地については、30年度内に掲載するという、また、全筆調査については国や県の動向を見ながら研究していくということでもあります。

議 長 それでは、農用地利用集積計画の合意解約の報告と田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございましたので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 土屋 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の494㎡、他1筆、合計1,227㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成29年12月15日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の2,779㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成29年12月15日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の566㎡、他5筆、合計3,159㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成29年12月15日です。引き続き、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、624㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、年間5千円・持参払い、期間は平成30年2月1日から平成35年1月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、977㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年2月1日から平成35年1月31日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,666㎡、他3筆、合計10,948㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん・梅、期間は平成30年2月1日から平成33年1月31日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,752㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年2月1日から平成31年1月31日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、211㎡、他1筆、合計389㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のまこも筍・れんこん、

期間は平成30年2月1日から平成35年1月31日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、749㎡、他4筆、合計4,231㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成30年2月1日から平成35年1月31日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、494㎡、他1筆、合計1,227㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成30年2月1日から平成35年1月31日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇〇、田、2,779㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のマコモ・大麦、期間は平成30年2月1日から平成35年1月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇〇、田、566㎡、他5筆、合計3,159㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のマコモ、期間は平成30年2月1日から平成35年1月31日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇〇、田、338㎡、他2筆、合計1,782㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成30年2月1日から平成33年1月31日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇〇、畑、4,567㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、貸借の梅、年間6万円・口座払い、期間は平成30年2月1日から平成36年1月31日の更新です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇〇、畑、724㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年2月1日から平成35年1月31日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇〇、田、419㎡、他4筆、合計3,112㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成30年2月1日から平成35年1月31日の新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇〇、畑、9,753㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年2月1日から平成35年1月31日の新規です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇〇、畑、2,595㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年2月1日から平成35年1月31日の新規です。合計15件、35筆、50,619㎡、貸し手15名、借り手9名です。ご審議をよろしくお願ひいたします。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは農用地利用集積計画の合意解約について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 全員  
議 長

なし。  
はい、なければ報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定について、ご審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員  
議 長

〇〇番〇〇です。1番について異議ございません。  
はい、2番。

〇〇番 委員  
議 長

〇〇番〇〇です。2番について異議ございません。  
はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。3番と4番について異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。新規ですが、他にもいろいろと借りて耕作されています。異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。7番から9番については先ほど合意解約された土地であります。合意解約された時の借人が〇〇〇〇さんで今回は〇〇〇〇さんです。2人は夫婦で従来から水稲やマコモを熱心にされていた方です。異議ございません。6番についても同様異議ございません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。10番について異議ございません。

議 長 はい、11番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。11番について異議ございません。

議 長 はい、12番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。12番について異議ございません。

議 長 はい、13番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。13番について異議ございません。

議 長 はい、14番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。14番と15番については〇〇〇〇の方が耕作されます。異議ございません。

議 長 はい、以上15件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、ございません。本日の会議録署名委員に、16番川井洋之委員さん、17番長嶺博司委員さんよろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第5号農地の形状変更願について、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

片井 企画員 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,732㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は82㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は77㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は5,266㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借11年間設定、経営移譲です。5

番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は226㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は687㎡、他14筆、合計8,145.91㎡の内8,118.91㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は774㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は96㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,442㎡、他1筆、合計1,761㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。以上9件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番と2番について異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番については進入路の関係で交換しましたが、登記されていなかったものです。異議ございません。4番については息子に経営移譲するものです。異議ございません。5番については父親が小作しており、権利分けをした土地で登記がなされていなかったものです。異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。身内の贈与です。異議ございません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。7番と8番については贈与であり、異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。贈与です。異議ございません。

議 長 はい、議案第1号農地法第3条申請9件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 5ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は452㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設452㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は周囲を道路に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、

土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は542㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設542㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございません。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は258㎡、他3筆、合計772㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟65.20㎡、農業用倉庫54.38㎡、通路・作業場652.42㎡、合計772㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は周囲を道路と山林に囲まれた農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は264㎡、他1筆、合計822㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設822㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は〇〇〇〇が平成27年2月16日、〇〇〇〇が平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上4件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1月5日に事務局から2名、〇〇〇〇委員と私の合計4名で4条申請4件、5条申請13件、形状変更3件について現地調査を行いました。1番、申請場所は〇〇〇〇より北西へ約1.7km、現況は梅畑です。隣接状況は東側、西側、南側が畑で同意あり、北側は道路、水利組合は不要です。転用理由は人手不足と採算が取れなくなってきたことから耕作を断念し、太陽光発電施設を設置し有効活用を図るものです。排水等は自然浸透及びパネル上の雨水は雨受けを経て東側水路へ排水します。問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇より北西へ約1.6km、現況は梅畑です。隣接状況は東側、西側、南側が畑で同意あり、北側は道路、地元区長の同意もあります。転用理由は人手不足と採算が取れなくなってきたことから耕作を断念し、太陽光発電施設を設置し有効活用を図るものです。排水等は自然浸透及びパネル上の雨水は雨受けを経て西側水路へ排水します。問題ないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇より西へ約150m、現況は梅畑、隣接状況は東側、西側、南側は畑で同意あり、北側は市道、水利組合は不要です。転用理由は現在の住居は津波の心配があるため、高台にある申請地に住宅及び農業用倉庫等を建築するものです。盛土が80cm、排水等は雨水は自然浸透及び合併処理後西側の既設側溝へ排水します。問題ないと思います。4番、申請場所は〇〇〇〇から東へ約400m、現況は畑です。隣接状況は東側が畑で同意あり、西側が田で

同意あり、東側、西側は市道です。地元水利組合の同意もあります。転用理由は申請者は高齢のため、営農が困難になり、農地の借り手も見つからないため、太陽光発電施設を設置し有効活用を図るものです。排水等は雨水は自然浸透です。問題ないと思います。以上です。

議 長  
〇〇番 委員

ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。1番と2番については現地調査委員さんの報告のとおりです。異議ございません。

議 長  
〇〇番 委員  
議 長  
〇〇番 委員

はい、3番。〇〇番〇〇です。3番については津波対策ということで異議ございません。はい、4番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりです。当初、平成27年に設置する予定でしたが、隣接等の関係で今回設置することになりました。異議ございません。

議 長

はい、以上4件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員  
議 長

異議なし。はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長

7ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が雑種地、面積は713㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は車両置場713㎡、着工日、工事期間は完成済、隣接同意、水利同意はございます。一時転用、賃貸借3年間設定です。始末書あります。平成29年11月末までの期間、車両置き場として許可を得ていましたが、期限が到来したことを忘却しておりました。今後、このようなことがないように注意しますので寛大なるご配慮をお願いします。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は332㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟84㎡、駐車場・庭園等248㎡、合計332㎡、着工日、工事期間は12か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は83㎡、他4筆、合計971㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設・駐車場971㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は587㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設587㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成29年1

1月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は314㎡、他3筆、合計1,143㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,143㎡、着工日、工事期間は6か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は9.91㎡、他2筆、合計1,056.91㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,056.91㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は181㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟62.93㎡、庭園等118.07㎡、合計181㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は平成29年6月6日に除外となっています。隣接同意は不要です。水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は730㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設730㎡、着工日、工事期間は6か月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。始末書有りです。平成8年当時の所有者は農地転用の必要性を理解しておらず、資材置場として工事を行いました。今後は法令遵守を約束いたします。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は613㎡、他1筆、合計769㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設769㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,520㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,520㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は432㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟78.10㎡、駐車場・庭

353. 90㎡、合計432㎡、着工日、工事期間は許可日より7か月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意は不要でございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は533㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設533㎡、着工日、工事期間は3か月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意はございますが一部ございません。水利同意は不要です。委任されている行政書士からの報告書です。太陽光発電設備設置場所への転用に関する隣接農地所有者の同意は下記理由により得られませんでした。隣接地、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、403㎡、〇〇〇〇、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、233㎡、〇〇〇〇、平成29年8月上旬頃、隣接農地登記名義人の〇〇〇〇に転用実行行為者の社員が電話連絡をしたが突然の連絡により同意を得られず。平成29年11月20日、〇〇〇〇に面会し不同意理由の説明を受ける。平成29年11月24日、再度不同意理由の説明を受ける。不同意理由は太陽光発電施設設置による周辺住環境悪化の懸念、周辺住民の施設への嫌悪感、業者への不信感。その他、反射光、騒音、気温の上昇、大雨による雨水排水により既設側溝が溢れ道路及び住宅地への流入、土砂災害の懸念とのこと。上記懸念案件について、反射光、気温上昇については生活に支障が出るものではなく、騒音はエアコンの室外機程度の音、大雨による住宅地への雨水流入は防止柵を設置して対応。既設側溝は市の所有であるため個人で拡張できない。土砂災害については災害マップより区域外です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は336㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設336㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意はございますが一部ございません。水利同意は不要です。委任されている行政書士からの報告書です。太陽光発電設備設置場所への転用に関する隣接農地所有者の同意は下記理由により得られませんでした。隣接地、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、330㎡、〇〇〇〇、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、403㎡、〇〇〇〇、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、233㎡、〇〇〇〇、平成29年8月上旬頃、隣接農地登記名義人の〇〇〇〇に転用実行行為者の社員が電話連絡をしたが突然の連絡により同意を得られず。平成29年9月18日、同年10月13日〇〇〇〇は、農地転用自体に反対なのではなく、南側家屋所有者である〇〇〇〇が雨水排水及び建物敷地内への流入等で反対しているので、〇〇〇〇の立場上、同意の印鑑は押せないとのこと。平成29年11月20日、〇〇〇〇に面会し不同意理由の説明を受ける。平成29年11月24日、再度不同意理由の説明を受ける。不同意理由は太陽光発電施設設置による周辺住環境悪化の懸念、周辺住民の施設への嫌悪感、業者への不信感。その他、反射光、騒音、気温の上昇、大雨による雨水排水により既設側溝が溢れ道路及び住宅地への流入、土砂災害の懸念とのこと。

上記懸念案件について、反射光、気温上昇については生活に支障が出るものではなく、騒音はエアコンの室外機程度の音、大雨による住宅地への雨水流入は防止柵を設置して対応。既設側溝は市の所有であるため個人で拡張できない。土砂災害については災害マップより区域外です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上13件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇より北西へ約600m、現況は車両置場です。隣接状況は東側が市道、西側、北側が畑で同意あり、南側が田で同意あり、地元水利組合の同意もあります。転用理由は申請地は平成26年12月1日から3年間一時転用許可を受け、〇〇〇〇を営む借り人の車両置場として使用してきましたが、車両の移転先である〇〇〇〇工事が予定より遅れているため、引き続き車両置場として賃貸借するものです。排水等は雨水は自然浸透及び東側の排水路へ流します。問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇より南東へ約350m、現況は梅畑、隣接状況は東側、南側、北側が畑で同意あり、西側が宅地です。地元水利組合の同意もあります。転用理由は譲渡人は梅の老木化に伴い改植等と考えておりましたが、譲受人である娘から住宅用地として要望があったため贈与するものです。盛土は約40cmです。排水等は汚水及び雑排水は合併処理後、雨水とともに新設のU字溝を経て南側市道側溝へ放流します。問題ないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇より西へ約500m、現況は休耕畑です。東側、西側、南側が畑で同意あり、北側が山林で地元区長の同意あります。転用理由は賃貸人は相続により当該地を取得しましたが、農家でなく遠方に住んでいるため耕作できず、太陽光発電施設用地として賃貸借するものです。排水等は雨水は自然浸透です。問題ないと思います。4番、申請場所は〇〇〇〇より西へ約500m、現況は休耕田です。東側が宅地、西側が雑種地、南側が田で同意あり、北側が公衆用道路で地元区長の同意あります。転用理由は賃貸人は相続により当該地を取得しましたが、農家でなく遠方に住んでいるため耕作できず、太陽光発電施設用地として賃貸借するものです。排水等は雨水は自然浸透及び東側側溝へ排水します。問題ないと思います。5番、申請場所は〇〇〇〇から南へ約120m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側、南側が畑で同意あり、西側、北側が田で同意あり、水利組合は不要です。転用理由は譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、専業農家でないため維持管理が困難であり、規模縮小を考えていたところ、太陽光発電施設用地として譲渡するものです。排水等は雨水は自然浸透及び西側道路側溝へ排水します。問題ないと思います。6番、申請場所は〇〇〇〇から南へ約50m、現況は休耕田です。隣接状況は東側が道路、西側が畑で同意あり、南側、北側が田で同意あり、水利組合は不要です。転用理由は譲渡人は高齢で後継者もいないた

め、農業経営の規模縮小を考えていたところ、太陽光発電施設用地として譲渡するものです。排水等は雨水は自然浸透及び東側側溝へ排水します。問題ないと思います。7番、申請場所は〇〇〇〇から南へ約500m、現況は普通畑、隣接状況は北側が宅地、その他は貸人の所有地です。地元区長の同意あります。転用理由は貸人は高齢のため農業経営の縮小を考えておりましたが、この度、義母の住宅用地として使用貸借するものです。排水等は汚水及び雑排水は合併処理後、雨水とともに既存の排水路へ放流します。問題ないと思います。以上です。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。8番から報告させていただきます。8番、申請場所は〇〇〇〇より北西へ約150m、現況は資材置場です。隣接状況は東側、西側、南側が雑種地、北側が畑で同意あります。転用理由は譲渡人は高齢のため耕作できず、隣接地の所有者の資材置場として利用させていました。今回隣接地を太陽光発電施設用地として売却するため申請地も同様に譲渡するものです。排水等は雨水は自然浸透です。隣接農地への影響はないだろうと思います。許可相当と考えます。9番、申請場所は〇〇〇〇から北東へ約90m、現況は休耕田です。隣接状況は東側、西側、北側が田、南側が公衆用道路です。切り盛りなし、パネル下は防草シートで侵入防止フェンスもあります。雨水は自然浸透です。隣接農地への影響はないと思われます。転用理由は譲渡人は相続により取得しましたが、農業を営んでおらず、獣害もあることから、太陽光発電施設用地として譲渡するものです。隣接同意いただいております。水利組合は不要です。許可相当と考えます。10番、申請場所は〇〇〇〇から北東へ約100m、現況は休耕田、隣接状況は東側が市道、その他は畑です。切土盛土なし、パネル下は防草シート、侵入防止フェンスがあります。雨水は自然浸透と雨水誘導柵を設けて東側道路側溝へ排水します。転用理由は譲渡人は相続により当該地を取得しましたが、農業を営む者がいないため、太陽光発電用地として譲渡するものです。隣接農地への影響はないと思われます。隣接同意いただいております。水利組合は不要です。許可相当と考えます。11番、申請場所は〇〇〇〇より南東へ約200m、現況は休耕畑、隣接状況は北側が貸人の畑、その他は市道、切土盛土なし、排水等は合併処理後雨水とともに西側市道側溝へ放流します。隣接農地への影響はありません。転用理由は貸人は高齢のため耕作をしておらず、借人である息子の住宅用地として使用貸借するものです。期限の定めのない使用貸借契約済みです。隣接同意いただいております。水利組合は不要です。許可相当と考えます。12番、申請場所は〇〇〇〇から西へ約210m、現況は休耕畑、隣接状況は東側、西側、南側、北側が畑です。隣接同意は東側が〇〇〇〇ともう一人ございます。南側は同意あり、北側が同意ありません。切り盛りなし、侵入防止フェンスを張り、フェンス内は透水性防草シートを敷きます。雨水は自然浸透及び西側道路側溝へ排水します。隣接農地への影響はないだろうと思われます。転用理由は高齢のため農地として利用することが困難であり、太陽光発電施設用地として譲渡するものです。許可相当と考えます。13番、申請場所は〇〇〇〇から西へ約210m、現況は休耕畑、隣接状況は東側が

畑、西側が市道、南側が宅地、北側は畑です。隣接同意は東側が〇〇〇〇と北側1名の同意がありませんが、あと1人から同意をいただいております。切り盛りなし、侵入防止フェンスを張り、フェンス内は透水性防草シートを敷きます。雨水は自然浸透及び西側道路側溝へ排水します。宅地裏側の石垣の上に約1m幅の畔があり、畑との段差は20cm程度あります。高さ約15cm程度の雨水誘導塀を設けます。隣接農地への影響はないだろうと思われまゝ。転用理由は申請人は相続により当該農地を取得しましたが住居地より遠く、耕作することが困難なため、太陽光発電施設用地として譲渡するものです。隣接2人の同意はありませんが、許可相当と考えまゝ。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは2番を除いて逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について現地調査委員さんの報告のとおりです。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番と4番については申請地に隣接する方とお話をしました。基本的には同意しているようですが、自身の建物の2階の窓にパネルの反射光が当たるといふことがあるので、十分考えてほしいといふことを〇〇〇〇に言っているそうです。異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番と6番について異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番と6番と7番については隣接同意もあり、異議ございません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりで異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。12月19日に現地を見てまいりました。9番、10番、11番の3件ですが、現地調査委員さんから詳しく説明していただきましたので異議ございません。

議 長 はい、12番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。12番と13番について、同意されていない方と30分くらいお会いしまして、ある程度理解はされましたので異議ございません。

議 長 はい、議案第3号農地法第5条申請12件異議なしとのこととさせていただきます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。同意が得られないといふことで、いろいろ事務局も調べていただいたのですが、最終的に全会一致という方法ではなく、賛成多数といふような方法を探れないかと思っております。私は反対で理由については隣接農地の方が反対されているといふことについて、農業委員会としてもう少し話を聞いて説得するか、そのような状況を持たないといけないのではないかといふような思いを持っております。

議 長 地元委員さんも現地調査委員さんも農地に関しては問題ないといふことで

すので1人の反対がございしますが、他の委員さんの同意を得たということで賛成多数でよろしいでしょうか。

委員 多数  
議 長 異議なし。  
はい、それではそのようにさせていただきます。〇〇〇〇委員、退席をお願いします。

〇〇番 委員  
議 長 (退席)  
それでは、2番。

〇〇番 委員  
議 長 〇〇番〇〇です。2番について現地調査委員の報告のとおりです。異議ございません。

委員 全員  
議 長 はい、以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員  
議 長 異議なし。  
はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

岡内 係長  
議 長 12ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が雑種地、面積は371㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、平成元年4月、埋め立てを行った後、農機具用倉庫1棟と稲の天日干し用広場を整備し現在に至っております。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

〇〇番 委員  
議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員  
議 長 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇より東へ約500m、現況は倉庫及び稲干場です。隣接状況は東側が田、西側、南側が公衆用道路、北側が畑で隣接農地への影響はありません。非農地となった経緯は事務局の説明のとおりです。平成元年から29年の歳月が経過しております。近隣住民及び地元農業委員の証明もいただいております。問題ないと思います。以上です。

〇〇番 委員  
議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員  
議 長 〇〇番〇〇です。異議ございません。

委員 全員  
議 長 はい、以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員  
議 長 異議なし。  
はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地の形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。

岡内 係長  
議 長 13ページをお願いします。議案第5号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は1,131㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より6か月以内、隣接同意、水利同意はございます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3,152㎡の内1,530㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇

○、変更理由は盛土して普通畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より6か月以内、隣接同意、水利同意はございます。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は376㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して普通畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より6か月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上3件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇から北東へ約300m、現況は梅畑です。隣接状況は北東側が畑、北西側が畑、南東側が田、南西側が側道、排水等は自然浸透です。盛土30から40cm、隣接農地への影響はありません。現在梅畑になっているが、水はけが悪いため盛土を行うものです。隣接同意あり、許可相当と考えます。2番、申請場所は〇〇〇〇から西へ約250m、現況は休耕畑、隣接状況は東側が山林、西側が公衆用道路と山林、南側は本人所有の畑、北側が畑です。排水等は自然浸透、盛土約1mから1.8m、水はけを良くし農作業の効率を高めるため、盛土して普通畑とするものです。隣接、水利同意ございます。許可相当と考えます。3番、申請場所は〇〇〇〇から北東へ約200m、現況は蓮田、隣接状況は東側が畑、西側が公衆用道路、南側が本人所有の田、北側が本人所有の畑、排水等は自然浸透、盛土2m、現在蓮田となっているが、盛土を行い自然薯を栽培するものです。隣接水利同意あります。許可相当と考えます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは3番を除いて逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番と2番について同意もあり、異議ございません。

議 長 はい、以上2件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。〇〇〇〇委員、退席をお願いします。

〇〇番 委員 (退席)

議 長 それでは、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりです。異議ございません。

議 長 はい、以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局からの説明をお願いします。

片井 企画員 14ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,162㎡の内15㎡、賃貸人は〇〇〇、

〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱 1 本、機器装置一式です。2 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 2 8 3 m<sup>2</sup>の内 6 . 8 8 m<sup>2</sup>、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱 1 本、機器装置一式です。以上 2 件、ご報告申し上げます。

議 長 報告第 1 号の 2 件について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。それでは他の案件ですが、1 2 月の県農業会議提出案件の 4 条 1 件、5 条 9 件について無事答申されましたことご報告申し上げます。これで予定しておりました案件は全て終了しましたが、皆さんから何かございませんか。  
なければ、事務局からご報告がございます。

片井 企画員 農地相談についてと 2025 日本万国博覧会誘致委員会への入会についての説明あり。

議 長 他に何かございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 ないようでしたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございました。本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

午後 3 時 5 5 分終了